

商業・法人登記事務取扱庁のお知らせ

福島地方法務局管内の以下の支局・出張所で取り扱っていた会社や法人等の登記事務については、現在は、全て**当局法人登記部門**で取り扱っております。

したがって、**会社や法人等の登記の申請手続きは、当局法人登記部門に行ってください必要があります**ので、御注意願います。

なお、会社や法人等の登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書の交付事務（動産・債権譲渡に係る概要記録事項証明書の交付事務を含む。）については、引き続き支局・出張所でも取り扱っております。

おって、**平成24年6月1日から、福島県内に主たる営業所等が所在している会社・法人等であれば、県内どこの支局・出張所でも、印鑑（改印）届、印鑑カードの交付申請等の手続きを行うことができるようになりました。**

詳しくは、[こちら](#) を御覧下さい。

従前の取扱庁	取扱庁の変更年月日
郡山支局・二本松出張所	平成21年10月19日(月)
白河支局・須賀川出張所	平成21年11月16日(月)
相馬支局・いわき支局・富岡出張所	平成21年12月14日(月)
若松支局・田島出張所	平成22年 2月 1日(月)

※1 従前の取扱庁で付されていた会社・法人等番号は、取扱庁の変更に伴い、新たな番号に変更されておりますので、登記の申請等に当たっては、御注意願います。

※2 不動産登記事務については、取扱庁の変更はありません。

※3 当局法人登記部門への登記の申請書の提出は、インターネットを利用したオンライン申請や郵送による方法が可能ですので、ぜひ御利用下さい。
【オンライン申請のページ】

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>

【福島地方法務局法人登記部門への案内図】



【お問い合わせ先】
福島地方法務局法人登記部門
〒960-8021
福島市霞町1番46号
(福島合同庁舎2階)
電話 024-534-1904

(JR「福島」駅徒歩20分)
(JR 福島駅から福島交通バス
市内循環系にて「附属小前」
下車徒歩2分)

福島地方法務局

支局・出張所において御利用になれる 手続きが一部拡大されました

平成24年6月1日から、福島県内に主たる営業所等（※1）が所在している会社・法人等であれば、県内どこの支局・出張所でも、以下の手続きを行うことができるようになりました（※2）。

1 印鑑届，改印届及び廃印届の手続き

ただし、手続きが可能なのは、印鑑届，改印届及び廃印届のみを提出する場合に限られますので、登記の申請と印鑑届等を同時に提出する必要がある場合（※3）には、今までどおり、法人登記部門に登記の申請書と印鑑届等を同時に提出していただく必要があります。

2 印鑑カードの交付申請及び廃止届の手続き

なお、登記の申請と印鑑届等を同時に提出し、この登記と印鑑の処理が完了した後に印鑑カードの交付を受けられる場合には、①これらの処理の完了を待って、県内いずれかの支局・出張所に印鑑カードの交付申請を行っていただくか、今までどおり、②法人登記部門に登記の申請書，印鑑届等と印鑑カード交付申請書を同時に提出していただく（印鑑カードの郵送を希望される場合は、返送用封筒と送料（切手）が必要になります。）か、いずれかの方法を選択していただくことになります。

3 電子認証に関する手続き（電子証明書の発行の請求，使用廃止届，使用再開届，識別符号の変更届及び再発行の請求）

- ※1 ①会社の本店，②法人の主たる事務所，③商号の登記をした個人商人の営業所及び支配人を置いた営業所，④外国会社の日本における営業所及び主たる事務所をいいます。
- ※2 例えば，会社の本店が南相馬市にある場合，法人登記部門のほか，県内どこの支局・出張所（相馬支局，郡山支局や富岡出張所など）でも手続きをすることができます。
- ※3 例えば，初めて代表者の印鑑を提出する場合（会社・法人の設立等），印鑑を提出していた代表者が辞任・退任し，新たに代表者が就任して印鑑を提出する場合（会社・法人の代表者の変更等）等が該当します。